

厚生労働大臣認定講習

国家資格

キャリアコンサルタント 養成講習

講座申込は

2026年8/17(月)まで!

定員になり次第締切

2026年8月開講コースのご案内

教室通学の実施校が拡充!

東京水道橋校
池袋校
梅田校3校で
開講!●オンライン校 (Webライブ)
もご用意!●JCDA・協議会
いずれの受験にも対応!

専門実践教育訓練指定講座

入学金及び受講料の

最大**80%**が戻ってくる

※原則、受講開始日の2週間前までにハローワークでの手続きが必要となります。

掲載内容の有効期限：2026年8月17日
掲載内容は改良のため、事前の予告なしに変更する場合があります。
※本チラシ掲載の受講料等における消費税は税率10%で計算されています (2026年3月26日現在)。

第34回(2027年3月)試験向け キャリアコンサルタント養成講習 2026年8月開講コース

2026年8月開講コースは「第34回(2027年3月)国家資格
キャリアコンサルタント試験」を目指して学習をすすめます。
試験の詳細、学習のスケジュールは下記をご確認ください。

講座申込みは
8/17(月)まで!
定員になり次第締切

試験のご案内

第34回国家資格 キャリアコンサルタント試験

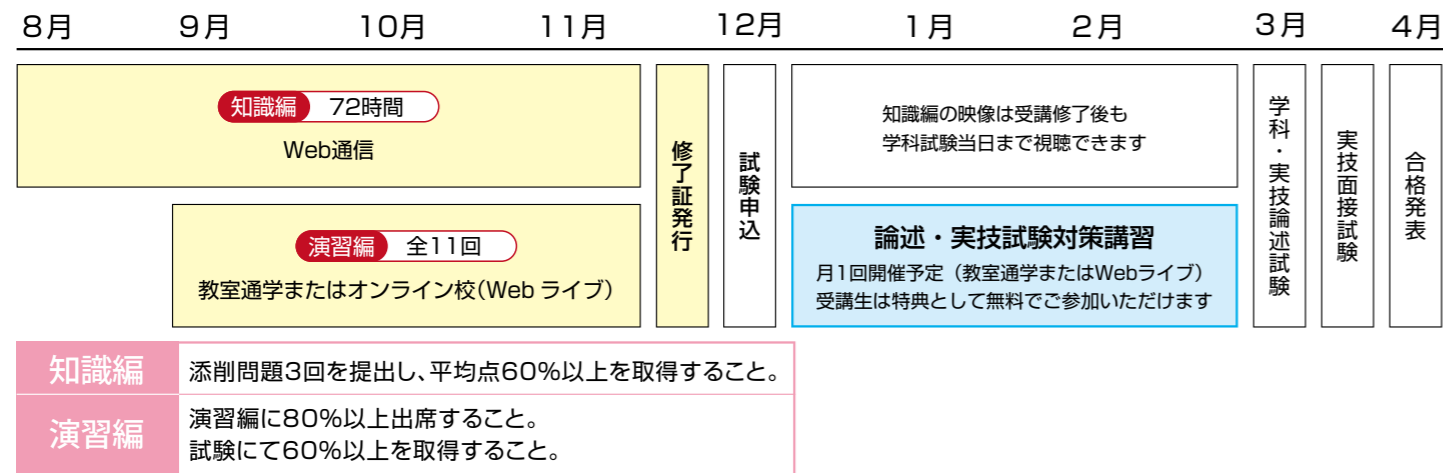
試験団体	キャリアコンサルティング協議会 https://www.career-cc.org/	日本キャリア開発協会 https://www.jcda-careerex.org/
受験申請受付期間	例年12月中旬～下旬	例年12月中旬～下旬
試験日	学科・実技論述	例年3月上旬
	実技面接	例年3月上旬～中旬
合格発表	例年4月中旬	例年4月中旬

(注) 試験情報の詳細や最新情報は、各試験団体のホームページをご確認ください。

学習の流れ

4ヶ月で修了できる大原のカリキュラム

大原のキャリアコンサルタント養成講習は、知識編と演習編を並行して学習するので、短期間で修了可能です。知識編では最新の試験範囲を網羅した大原オリジナルテキストを使用し、必要な知識を分かりやすくインプットします。演習編では豊富なロールプレイングやグループワークで実践力を身につけます。



オンライン校(Webライブ)とは?

Zoomを利用して、オンラインで講義に参加できる受講形態です。リアルタイムで双方向にやりとりできるため、その場でインストラクターへ質問をしたり、指導を受けられます。



受講料(消費税10%込)・定員 専門実践教育訓練指定講座

学習スタイル	定員(先着順)	一般価格	大原受講生 割引価格【3%OFF】
教室通学	1クラス20名	294,000円	285,100円
オンライン校(Webライブ)	1クラス20名		

※大原グループの講座(通学・通信)に初めてお申込みの方は、受講料の他に入学金6,000円(税込)が必要です。
※定員になり次第、お申込みを締め切らせていただきます。(最少催行人数6名)
※知識編はどちらの学習スタイルであってもWeb通信となります。

開講日程

教材発送日・【知識編】視聴開始日

お申込日	教材発送日	【知識編】視聴開始日
2026.3/26~8/17	2026.8/21	2026.8/21

演習編

実施校	曜日	実施時間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	
教室通学	東京水道橋校	土	9:00~18:30	8/29	9/5	9/12	9/26	10/3	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/28
	池袋校	土	9:30~19:00	8/29	9/5	9/12	9/26	10/3	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/28
	梅田校	土	9:00~18:30	8/29	9/5	9/12	9/26	10/3	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/28
オンライン校 (Webライブ)	土	9:00~18:30	8/29	9/5	9/12	9/26	10/3	10/17	10/24	10/31	11/7	11/14	11/28	
	日	9:00~18:30	8/30	9/6	9/13	9/27	10/4	10/18	10/25	11/1	11/8	11/15	11/29	

振替出席をされた場合も、出席としてカウントされます。ご安心ください。

※教室通学:オンライン校(Webライブ)への振替出席が可能です(先着順・定員制)。実施校以外の教室への振替出席はできません。予めご了承ください。

※オンライン校(Webライブ):どちらの曜日にも振替出席が可能です(先着順・定員制)。教室への振替出席はできません。予めご了承ください。

ウェビナー 開催のご案内!

キャリアコンサルタントってなんだろう? ~講座説明会+ミニ授業~

当日は、実際に登壇している認定インストラクターが担当します。キャリア支援の現場で活躍しているキャリアコンサルタントをゲストに呼んで、座談会形式で、キャリアコンサルタントの仕事・学びについて理解を深めます。実際の講習の雰囲気を受講前に確認することができます。

参加者全員にプレゼント!

入学金(6,000円) 免除
クーポン

参加無料

予約制

ウェビナーの開催日程や
詳細および参加予約は
右記バーコードよりご確認ください。



※本セミナーはWEB会議システム「Zoom」を使用し、オンラインにて実施致します。大原各校での実施ではございませんのでご注意ください。

※入学金(6,000円)免除クーポンは、大原のインターネット申込みサイトをご利用いただけます。

お申込みから修了までの流れ

STEP 1 お申込み(インターネット申込み)

専門実践教育訓練給付制度をご利用希望の方は、ハローワークで事前手続きが必要です。
※詳しくはホームページをご確認ください。
https://www.o-hara.jp/course/career_consultant/con_other_01



大原キャリアコンサルタント養成講習ホームページよりお申込みください。お申込みはインターネットからのみ受け付けています。
受講料の支払い方法はクレジットカードのみになります。

■養成講習のお申込みはこちら
各クラスに定員がございます。
詳しくは下記ホームページをご確認ください。
<https://www.o-hara.jp/lp/2073/>



■申込規約はこちら
申込規約をご確認のうえ、お申込みください。
<https://www.o-hara.jp/terms>



■お申込・受講に関するお問い合わせはこちら
下記アドレスまたはコードからメールにてお問い合わせください。
cc-office@mail.o-hara.ac.jp



STEP 2 受講証のご確認と教材の受取り

受講証：Mobile-O-haraよりご確認ください。
教材：ご自宅にお送りします。



STEP 3 学習開始

知識編と演習編を並行して学習していただけます。知識編はWeb通信(自宅学習)となり、インターネット環境があれば、空いた時間にいつでも・どこでも・何度でも大原の講師による分かりやすい講義を視聴できます。演習編(教室通学またはWebライブ)は、キャリアコンサルタントとして活躍している経験豊富な講師のノウハウをダイレクトに学習でき、知識編で身につけた知識の理解を深めることができます。

STEP 4 修了証発行→試験申込→受験

受講いただき、出席日数・修了試験の正答率など要件を満たしていただくと修了となります。修了した後に修了証を発行いたしますので、ご自身で試験申込みし、学科試験と実技試験を受験いただけます。見事、学科試験と実技試験の両方に合格された方はキャリアコンサルタント名簿に登録でき、「キャリアコンサルタント」として活躍することができます。

※修了証は演習編講義最終日から1週間以内に発送します。

※試験はご自身でお申込みください。

修了要件	知識編	演習編
	添削問題3回を提出し、平均点60%以上を取得すること。	演習編に80%以上出席すること。 修了試験にて60%以上を取得すること。

大原受講生割引制度のご案内・注意事項

割引制度のご利用について

※キャンペーン価格および他の割引制度・特典との併用はできません。一般価格からの割引となります。
※大原登録番号(受講証記載の8桁の番号)が必要となります。登録番号の確認ができない場合、割引価格が適用できない場合がございます。
※各種割引制度・特典は、お申込み後の適用はできません。
※各種割引制度・特典の内容は、予告なしに変更する場合がありますので、予めご了承ください。

制度内容(消費税込)

一般価格20,000円以上の大原の講座を過去にお申込された方または受講中の方(※1.2)が、新たに大原講座(割引対象コース)をお申込みいただく場合に、受講料3%OFF(※3)になります。

※1 専門課程、集中資格取得コースを除きます。複数商品の合計金額ではなく、商品単体で一般価格20,000円以上の受講料が必要となります。
※2 申込後に取消・解約・返金をしていないことが条件となります。
※3 割引後の受講料は100円未満切り捨てとなります。

【インターネット申込の場合】

2014年4月1日以降の受講履歴(今回のお申込日とその前日の受講履歴を除く)から割引適用の可否を判断し、割引いたします。

資格の大原 キャリアコンサルタント養成講習 専門実践教育訓練給付制度のご案内

大原の「キャリアコンサルタント養成講習」は、専門実践教育訓練給付制度の対象講座です。
※本講座は「教育訓練支援給付金」の対象ではありません。

【第34回（2027年3月試験） キャリアコンサルタント養成講習】

実施方法	施設名	指定番号	コース名（講座名）	受講料（税込）	受講期間
通信	大原学園	1310222-2010011-7	キャリアコンサルタント養成講習	294,000円 ^{※1}	4ヵ月

※1 大原の講座（通学・通信）を初めてお申込みの方は、受講料の他に入学金6,000円（税込）が必要です。

※2 お申込みは先着順の定員制です。手続期限前でも定員締切となる可能性がございますので予めご了承ください。

資格の大原ホームページでの申込手続き日	受講開始予定日	受講修了予定日
2026年3月26日～2026年8月17日	2026年8月21日	2026年12月7日

■ 専門実践教育訓練給付制度 ご利用の流れ

1. お申込前の手続き【ハローワーク】

本制度の利用をご希望の際は、原則、受講開始日の2週間前までに、下記①②の手続きを済ませていただく必要があります。

- ① **受講開始日前**に訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成
- ② ハローワーク窓口へ必要書類を提出（受給資格確認申請）し、「受給資格者証」を取得

※1 手続きは、ご本人が、ご自身の住所を管轄するハローワークで行ってください（やむを得ない理由があると認められない限り、代理人または郵送によって行うことはできません。）。受給資格確認申請にはマイナンバーの記載とその確認書類などが必要です。

2. 受講のお申込み【資格の大原】

パンフレットP9をご覧ください。大原のインターネット申込みページから、講座をお申込みください。

※1 お申込みは先着順で各クラス定員20名です。手続期限前でも定員締切となる可能性がございますので予めご了承ください。

※2 大原へ給付金利用を申請する方法については、受講のお申込み後に事務局よりご案内いたします。

※3 お申込みに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

【資格の大原 キャリアコンサルタント養成講習事務局】 月～金 9:00～17:30（土日祝休み）

MAIL : cc-office@mail.o-hara.ac.jp

3. 大原での受講【修了要件】

大原のキャリアコンサルタント養成講習を修了するには、以下の要件を満たすことが必要です。

- 【知識編】添削問題3回をすべて提出し、**平均60%以上**を取得すること。
- 【演習編】全スクーリング日程の**80%以上出席**、および修了試験（習得度確認試験）にて**60%以上**を取得すること。

4. 受講修了後の給付金の支給申請【ハローワーク】

講座を修了された後、大原より給付金支給申請に必要な書類をお送りします。

修了日の翌日から1ヵ月以内に、提出書類を揃え、ご自身でハローワークへ支給申請手続きをお済ませください。

～ 専門実践教育訓練給付制度の概要については、裏面をご覧ください ～

■ 専門実践教育訓練給付制度の概要

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

専門実践教育訓練給付金とは、働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、又は被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）がハローワークから支給されます。

2. 支給要件（支給対象者）

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）、又は被保険者であった方（離職者）が対象となります。

①雇用保険の被保険者（在職者）	受講開始日において雇用保険の被保険者期間が 3年以上 ※ある方。
②雇用保険の被保険者であった方（離職者）	被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが 1年以内 （適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）であり、さらに雇用保険の被保険者期間が 3年以上 ※である方。

※2014年10月1日以降、同制度を初めて申請される方に限り当分の間被保険者期間が**2年以上**に緩和されております。（2014年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日まで、通算して2年以上の被保険者期間が必要）。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合

当時の受講開始日より前の被保険者期間は通算されません。このため、新たに支給資格を得るためには、過去の受講開始日から3年以上の雇用保険の被保険者期間が必要となります。さらに、2014年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です

★給付制度の受給資格があるかご不明な場合は、ご自身の住所を管轄するハローワークにて「支給要件照会」を行ってください。

3. 給付金の支給について

受講修了後にハローワークに申請手続きすることで、給付金（①②③合わせて最大80%）が支給されます。

- | |
|--|
| ① 受講修了後、教育訓練経費の 50% に相当する額が支給 |
| ② 受講修了後、一定の要件を満たすと、教育訓練経費の 20% に相当する額が追加支給
②-1 在職中の方であれば、目標とする回の国家試験に1回で合格し、国家資格キャリアコンサルタントとして登録して資格を取得した日の翌日から1ヵ月以内に申請すること
②-2 離職中の方であれば、目標とする回の国家試験に1回で合格し、国家資格キャリアコンサルタントとして登録して資格を取得し、かつ、受講修了日の翌日から1年以内に就職し、雇用された日の翌日から1ヵ月以内に申請すること |
| ③ 専門実践教育訓練前後で賃金が5%以上上昇した方には、教育訓練経費の 10% に相当する額が追加支給
③-1 2024年10月1日以降に受講開始した方について適応 |

※ 教育訓練経費とは、ご本人が（ご本人名義で）大原に対して支払った入学金と受講料（割引制度が適用された場合には割引後の額）の合計額となります。

※ 事業主（勤務先）から手当（補助金）などが支給されている場合には、教育訓練経費から差し引いて申請が必要です。

～制度の詳細は、必ずご自身にてご確認ください～

教育訓練給付制度の詳細は、ご自身の住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。また、ハローワーク等で配布の「専門実践教育訓練給付金、教育訓練支援給付金についてのリーフレット」もご確認ください。（リーフレットは、厚生労働省ホームページからも確認いただけます。）



【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html